

## 未来のなでしこ候補が大津に集結

### なでしこチャレンジプロジェクト大津町キャンプ歓迎式

2月8日、「なでしこチャレンジプロジェクト大津町キャンプ歓迎式」が町運動公園で行われました。「なでしこチャレンジプロジェクト」とは、将来のサッカー日本女子代表選手を育成するプロジェクトで、全国から召集された若手選手たちが、佐々木則夫監督の指導のもと、練習を行いました。



挨拶を行う佐々木監督と、全国から集まった若手選手たち

## 夢を持ち、夢を実現するために

### ロアッソ熊本小野剛監督講演会

2月6日、ロアッソ熊本の小野剛監督による講演会が大津北中学校で行われました。小野監督は日本代表チームのコーチを務めるなど、これまでさまざまな活躍をしており、現在はロアッソ熊本の新監督に就任しています。当日は、自身の経験談を交えながら、夢を持つことや夢を実現させるための努力の大切さなどについて語りました。



「人は夢、希望がなければ生きられない」と語る小野監督の話に、生徒たちは真剣な表情で聞き入っていました

## 雪の中での熱い試合

### ロアッソ熊本と仁川ユナイテッドFCが練習試合

2月18日、ロアッソ熊本と仁川ユナイテッドFCの練習試合が町運動公園で行われました。当日は雨や雪が降る悪天候でしたが、応援に駆けつけたファンの声援を受けながら、ロアッソ熊本の選手たちは仁川ユナイテッドと激しいプレーを繰り広げていました。なお、試合結果は2-2の引き分けでした。



激しい攻防戦を繰り広げる両チームの選手たち

## 韓国プロサッカーチームが大津でキャンプ

### 韓国仁川ユナイテッドFC大津町キャンプ歓迎式

2月12日、「韓国仁川ユナイテッドFC大津町キャンプ歓迎式」が町運動公園で行われました。仁川ユナイテッドは韓国プロサッカーの最上位リーグに所属しており、熊本でキャンプを行うのは昨年に引き続き2回目です。歓迎式では、町や県などから、からいもやイチゴなど、熊本の特産品などが贈られました。



仁川ユナイテッドは2月11日から21日までキャンプを行いました

ごみ出しのルールを守りましょう！

ごみ出しの時間について！

「ごみ収集車はいつも昼過ぎに来るので昼前にごみステーションにごみを出したのにもまだ収集に来ない」という内容の問い合わせがよくあります。

収集の時間はその地区を1日かけて巡回するため、ごみステーションによって違います。道路事情などにより、収集時間は決められませんので収集日の午前8時30分までにごみ袋を出す決まりになっています。

ごみの分別で資源の節約を！

町のごみ袋は4種類あります。燃やすぐみ(赤)、資源ごみ(緑)、プラスチックごみ(透明)、不燃ごみ(黄)です。プラスチックごみや資源ごみは再資源化をしています。燃やすぐみ袋の中に資源化できるごみが入っているごみ袋もたくさんあります。分別ルールの徹底をお願いします。

汚れがとれないプラスチック類は燃やすぐみになります。また、ビン・缶の中に中身が入ったままの物も資源ごみ袋に入っていることがあります。ビン・缶などは必ず中身を処分してから資源ごみに出しましょう。

ごみの分別方法についてはごみ収集カレンダーにも掲載していますが、町のホームページに五十音別で分かりやすいごみの分け方・出し方を掲載していますのでご利用ください(冊子もありますので、必要な場合は役場環境保全課の窓口をお尋ねください)。

■大津町ホームページ「ごみ分別大辞典」  
<http://www.town.ozu.kumamoto.jp/guide/life/gomijiten.html>  
 検索ワード：大津町ごみの分別

動物トピック！

最近、「犬の散歩時にリードを外している犬がいる」との目撃情報が寄せられています。大変危険な行為ですので、散歩するときは必ずリードをつないでください。飼い主は人への咬傷事故を発生させると保健所への報告義務があります。

また、犬同士の争いで相手の犬を傷つけたり、物を壊したりしたとき、放し飼いやリードを持っていないかったりした場合、飼い主が注意義務を尽くさなかったとして損害賠償の責任を負う事もあります。

動物の餌付けについての相談も増えています。野良犬や野良猫には餌付けを行わないでください。餌付けは野良猫などの頭数を増やす

だけではありません。餌付けを行っている動物が周囲にトラブルを引き起こした場合は、餌を与え続けた行為が飼い主としての行為であると見なされ、民事訴訟で損害賠償金の支払いを命じられたケースもあります。

動物を捨てないで！

愛護動物をみだりに殺傷・遺棄することは犯罪です。絶対に傷つけたり、捨てたりしてはいけません。

また、平成25年9月に改正された動物愛護法により罰則が強化されました(殺傷の場合は2年以下の懲役または200万円以下の罰金、遺棄した場合は100万円以下の罰金)。

終生飼養(動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること)が動物愛護法に明記され、最後まで愛情と責任を持って飼うことが求められています。

